

個人情報保護委員会 御中

令和元年 5 月 21 日

「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見

弁護士 京都大学大学院医学研究科講師（医療疫学教室） 岡村 久道

530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 11 番 8 号 アメリカンビル 3F 弁護士法人 英知法律事務所

3 年ごとの制度見直しに関する意見聴取について、せっかく小職に出席要請をいただきながら、所用のため貴委員会ご指定の期日に出席できませんので、それに代えて小職の意見を本書にて申し述べます。

1. 匿名加工情報制度関係

EU の GDPR 「仮名化 (Pseudonymisation)」制度と同様の制度を、少なくとも第三者提供について、我が国も導入すべきである。

その理由は、さらなるデータ利活用の促進が我が国の社会・政府によって求められていること、EU の GDPR との調和、プライバシー・名誉（法 1 条にいう「権利利益」の主要なもの）に関し公表先における識別性を基準とする我が国の判例理論との調和（『石に泳ぐ魚』事件の 1 審の東京地判平成 11・6・22 判時 1691 号 91 頁、控訴審の東京高判平成 13・2・15 判時 1741 号 68 頁、それを是認した上告審の最三小判平成 14・9・24 裁時 1324 号 5 頁が判示。最二判平成 15・3・14 民集 57 卷 3 号 229 頁（長良川少年報道事件）等もほぼ同様の立場。）、公表先において識別性がなければ公表先における権利利益侵害のおそれ、すなわち第三者提供による権利利益侵害のおそれの増加は少ないこと等による。

2. 電子データによる本人開示

導入に賛成である。その理由は、インターネットの本格的普及という時代の変化を踏まえ、GDPR におけるデータポータビリティとの可及的な調和促進、本人による転用の容易性促進、事業者の開示コスト削減

等の見地等によるものである。

但し、いわゆる情報弱者対策のため、特に本人が選択した場合は紙による開示とする一方、紙の場合にはコストを要することを反映して手数料を加算することによって、適正な調和を図るべきである。

### 3. 課徴金制度の導入について

取り扱う個人データの数による「足切り」を条件に、課徴金制度の導入に賛成する。その理由は、諸外国の制度との整合性、さらなる保護法の実効性強化という観点等による。

### 4. 取扱いが大規模な外国事業者について日本国内連絡機関の設置

取扱いが大規模な外国事業者による不適正な個人データの取扱いが内外において問題となっており、個人情報保護法制による苦情処理の容易化を図り、同法制それ自体の問題ではないにしても、プライバシー侵害の司法手続において外国への送達・執行が困難な状態が続いている。そのため、取扱いが大規模な外国事業者については、上記措置を求めることも検討課題とすべき時期が到来しつつあるのではないかとと思われる。

### 5. 個人情報データベース等不正取得罪関係

図利目的だけでなく、加害目的も「又は」として付加することを検討すべきである。現行法は行個法と同内容としただけにすぎず、いわゆる闇名簿屋対策としては意味があるが、嫌がらせ目的による個人データのネット放流等に対処することは困難である。よって、上記の点について検討すべきものとする。

以 上